

土岐川観察館へ行こう

①自然の会の土岐川自然観察会 植物暑かった夏が植物に及ぼす影響は

時 10月20日(土) 9:30～11:30 受付9:00～

対 一般、親子、子ども

※小学4年生以下は保護者同伴

持ち物 筆記用具

②魅惑の黄金ルート散策-1 多治見再発見～旧笠原鉄道 路線総延長4.9キロを歩く～

時 10月28日(日) 9:30～14:30 受付9:00～

対 一般、親子、子ども

※小学4年生以下は保護者同伴

持ち物 昼食、飲み物、帽子、運動靴

③かんさつ館展示-7 さかな千匹調査の結果～千匹調査で土岐川の定点調査～

時 11月1日(木)～30日(金)

10:00～17:00

休館日 月曜日(祝日の場合は翌日)

申問 土岐川観察館 TEL 21-2151

地球村へ行こう

①地球村の秋まつり

木登りやプラネタリウム、ハロウィーン体験など

時 10月28日(日) 10:00～15:00

参加料 子ども1人につき100円

※仮装している子どもは無料

②親子でペットボトルロケット体験

時 10月28日(日) ①10:15～11:30、
②11:15～12:30、③13:15～14:30

対 小学生の子どもがいる家族

定 各回30組 ※参加無料

持ち物 汚れてもよい服装

申込方法 10月7日(日) 9:00～電話または窓口で

③原木しいたけ収穫体験

時 11月10日(土) ①10:00～、②10:45～

定 各回15組

参加料 1口(約200g)400円

申込方法 10月20日(土)9:00～電話または窓口で

場申問 三の倉市民の里 地球村 加藤(幹) TEL 24-3212
※③のみ場所が地球村グラウンド

小・中学生の就学援助

申問 教育推進課 村瀬、山村 TEL 23-5904

経済的な理由で子どもを小・中学校へ就学させることが困難な方に、学校給食費や学用品費の一部を援助しています。

対 保護者が次のいずれかに該当する方

- 1.生活保護が停止または廃止になった
- 2.障がい者、寡婦、寡夫などで前年の合計所得金額が125万円を超えない方(地方税法第295条の第1項に基づく市町村民税の非課税)
- 3.生活困窮の理由により、市町村民税の減免を受けている
- 4.国民年金保険料の掛金の減免を受けている
- 5.生活困窮の理由により、国民健康保険料の減免または徴収の猶予を受けている
- 6.児童扶養手当の支給を受けている
- 7.生活福祉資金の貸し付けを受けている
- 8.上記に該当するものはないが、収入が少なく就学が困難(直近6カ月の世帯収入額の月平均が、生活保護基準の1.5倍以内)

申込方法

① 平成31年4月入学生

小学校新1年生…教育推進課に申請書を請求の上、提出 ※就学時健診のお知らせに案内を同封
中学校新1年生…現在通っている小学校へ申請書を請求の上、提出 ※現在通っている小学校から案内予定

② ①以外…現在通っている小・中学校へ申請書を請求の上、提出

申込期限

① 平成31年4月入学生(入学学用品費を入学前に受給する場合)…平成30年12月14日まで

② ①以外…原則毎年4月中旬

※詳細は問い合わせください